

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

令和 8 年 3 月
地方創生推進事務局

1. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定に伴う表記の変更等

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく地域再生基本方針について、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）が策定されたことに伴う所要の表記の変更等を行う。

2. 閣議決定希望日

令和 8 年 3 月 31 日（火）（予定）